

- (5) ケーブルの電気特性は次のとおりである。
- ア 導体抵抗 1.2mm 16.5 Ω/km
0.65mm 56.5 Ω/km
- イ 減衰量 0.5db/km 1kc/s 1.2mm
- ウ 特性インピーダンス 350 Ω 1kc/s
- エ 静電容量 1kc/sで平均 50 μF/km 以下
- 参考文献 日本国有鉄道仕様書 JRS-26201-18AR1。

(佐野皓良)

しんこくてつろうどうくみあいれんごう 新国鉄労働

組合連合 新国鉄労働組合連合(略称、新国労)は、昭和37・12・1に結成された国鉄における同盟系の唯一の組合である。

この組合の組織形態は、地方単位、つまり鉄道管理局等一つの単位として全国で28の地方労働組合が作られ、これら地方労働組合の連合体として結成されている。また、職能別の諸要求を解決する目的で、縦割りの組織として、一般・運輸・運転・施設・電気などの10部会制も設けている。

組織人員は、漸次拡大の傾向を示しており、昭和40・1・1現在では、約7万人に達し、国鉄部内において国鉄労働組合に次ぐ第2の勢力となっている。

この組合の前身は、国鉄労働組合の政治闘争偏向や階級闘争主義を批判して同労組を脱退した者で結成した職能別労働組合と、このほかに、同様の経過をたどって作られた国鉄地方労働組合連合の二つの組合の合同体であって、組合運動の方向も、その前身が示すように民主的労働運動の展開を主眼としている。

運動の指針のおもな事項をひろいあげてみると、おおむね次のとおりであるが、これが同労組の組織拡張のための旗じるしにもなっている。

(1) 新しい労使関係を作りあげるため、国民経済の繁栄と国鉄企業の生産性を向上することを目標とする。

(2) そのために有効な諸企画や実践活動に進んで参加し、主体的な役割を果たしていく。

(3) 労働者の権利と利益の擁護のために戦い、経済的成果の正当な配分を強く要求し獲得する。

(4) 労働者の正当な権利としての労働基本権を確立するため、公労法の撤廃を要求するが、このため社会秩序に背反するような行動を慎む。しかし、スト権に代わるものとして設けられた調停仲裁制度を労働組合が真剣に活用する努力を続けても、政府当局が、これを踏みにじるようなことがあれば実力行使に訴える決意を有する。

(5) 同一労働、同一賃金の原則を基礎とした賃金体系を作りあげるため、職務評価委員会を活用し、賃金引上げと改善をはかる。

(6) 合理化問題に対する基本姿勢としては、事前協議制を活用し、長期的な雇用の調整という立場で合理的に配置転換の問題を解決する。

(7) 全日本労働総同盟(略称、同盟)に加盟し、これを通じて全官公の強化発展のために努力する。

(8) 民主社会党を支持し、この党を通じて政治目的の達成をはかる。

(小泉純一)

しんさんぎょうとしけんせつそくしんほう 新産業都市建設促進法 昭和37・5法律第117号で制定公布され、同年8・1施行。

いわゆる地域開発に関する立法としては、昭和25年に制定された国土総合開発法および北海道開発法が基本法的な存在となっており、法に基づく開発計画も策定され実施されてきている。しかし、その後の経済情勢の変化、特に国民所得倍増計画の策

定など、経済の高度成長下において、地域開発問題は、一方では既成大集積(既成大都市および大工業地帯)への産業および人口の過度集中による弊害と、他方それ以外の地域における生産性の相対的な低下および人口の減少、その結果としての、いわゆる地域格差の拡大という二つの課題として、緊急な解決を迫られるに至った。そこで、昭和37・10閣議決定された**全国総合開発計画**では、前記二つの課題の解決のための方策として、[拠点開発方式]を採用している。拠点開発方式において、開発政策上の拠点として設定される区域には[工業開発地区]と[地方開発都市]とがあり、これらの拠点を後進地域における開発の中心として育成し、これらをすぐれた交通通信施設によって、じゅず状に有機的に連結させ、相互に影響させると同時に、周辺の農林漁業にも好影響を及ぼしながら、連鎖反動的に地域の開発を推進しようというものである。新産業都市建設促進法に基づいて建設される新産業都市は、前述の工業開発地区に相当するものであり、主として工業の開発を目標に整備が行なわれる都市の区域である。

表-1 新産業都市一覧表

地区名	県名	主要都市名	関市の市町村数	係村数	面積(km ²)	人口(千人)	
道央	北海道	札幌、小樽、室蘭、苫小牧、千歳	6	12	1	5,149	1,292
八戸	青森	八戸、三沢、十和田	3	4	2	1,086	325
仙台湾	宮城	仙台、塩釜、石巻、名取	4	11	1	1,058	800
常磐郡山	福島	平、常磐、磐城、内郷、勿来、郡山、須賀川	7	20	18	3,425	823
新潟	新潟	新潟、新津、新発田、白根	4	6	11	1,340	697
松本諏訪	長野	松本、岡谷、諏訪、茅野、塩尻、大町	6	6	11	2,746	526
富山高岡	富山	富山、高岡、新湊、礪波、小矢部、氷見	6	12	5	2,334	750
岡山県南	岡山	岡山、倉敷、玉野、玉島、西大寺、総社、児島	7	20	6	1,488	896
徳島	徳島	徳島、鳴門、小松島、阿南	4	9	2	793	454
東予	愛媛	川之江、伊予三島、新居	5	9	3	1,425	486
大分	大分	大分、別府、杵築	3	7	0	1,140	446
日向延岡	宮城	日向、延岡	2	1	5	1,443	223
不知火	大分	大分	9	20	20	2,003	1,479
有田	熊本	八代、熊本、玉名、荒尾、宇土	6	15	19	1,633	1,061
大牟田	福岡	大牟田、柳川、大川	3	5	1	370	418

(注) 人口は、昭和35年に行なわれた国勢調査によるものである。

新産業都市建設促進法は、大都市における人口と産業の過度集中の防止および地域格差の是正ならびに雇用の安定をはかるため、産業の立地条件および都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もって全国的に均衡ある国土開発を進めることを目的としている。その目的を達成するために、産業基盤および生活環境施設の整備促進、財政上の措置、地方債についての配慮、資金の確保等について国の努力を義務づけているほか、立地企業に対しても地方税についての一定の優遇措置等を定めている。

新産業都市の区域は、法律の規定に基づいて昭和39・1~3に、表-1のとおり全国で13地区が指定され、同時に各地区ごとに指示された[新産業都市建設基本方針]に基づいて、関係各県知事は[新産業都市建設基本計画]を作成して内閣総理大臣に承認を申請し、昭和39・12同計画は承認されて、新産業都市は建設に向かつて一步を踏み出した。

新産業都市建設基本計画には、工業開発の目標、人口の規模および労働力の需給、土地利用の構想とならんで、産業基盤、および生活環境諸施設を整備の大綱、およびそのために必要な経費の概算について掲げられている。これで見ると、昭和50年までに上記施設の整備に要する事業費は、13地区合計で約4兆3,000億円も見積もられている。このうち、道路・鉄道・港湾等の